**２　弁護士倫理**

**(1)　弁護士倫理の現代的意義**

**①　司法改革と弁護士の多様化・国際化**

司法改革は、それまでの小さな司法から大きな司法を目指し、社会の隅々にまで法の支配を行き渡せることを目的とした。それに伴い、法曹人口が大幅に増加され、この十数年で弁護士人口は1万8,000人から3万5,000人に一気に増加した。弁護士人口の増加は、弁護士の多様化をもたらすものである。企業内弁護士や任期付き公務員などの官庁で働く弁護士や自治体に雇用される弁護士も年々増加し、組織内弁護士の数は1,500人を超えて急増している。また、弁護士が海外や国際機関で職務を行い、あるいは外国弁護士が我が国で法的サービスを提供することもこれからますます増えることが予想される。弁護士の国際化がこれからさらに進むことは明らかである。

　　**②　多様化する弁護士と弁護士倫理**

このように弁護士が多様化していく中で、弁護士のアイデンティティーとは何かが現在問われている。弁護士のアイデンティティー、それは弁護士倫理に他ならない。「弁護士とは何か」との問いに対する答えは、「弁護士とは弁護士倫理を守る者をいう」ということなのである。ビジネスローヤーであろうが、街弁であろうが、人権派弁護士であろうが、組織内弁護士であろうが、さらには外国弁護士であろうが、弁護士倫理の下にあるという点で価値を共有している。

弁護士が社会の公器として職務を行う、弁護士が司法という社会インフラの中で機能する、弁護士が自由かつ独立に職務を行う、これらのためには弁護士が弁護士倫理という規範に裏付けられた存在でなければならないのである。弁護士が企業内や自治体内で職務を行い、あるいは弁護士が海外で職務を行う場合に弁護士が弁護士であり続けるためには、弁護士が弁護士倫理を遵守する存在であるという前提が不可欠である。弁護士は弁護士倫理を遵守する存在であるという社会的信頼があるからこそ、弁護士はどこで、どのような職務を行おうと弁護士であり続けることができる。そういった意味で弁護士倫理は弁護士のアイデンティティーなのである。

　　**③　弁護士倫理の規則化（弁護士職務基本規程）とその射程**

平成16年に弁護士職務基本規程が制定される際に、それまで「宣明」というあいまいな位置づけしかなかった弁護士倫理が規則化されることにより、弁護士の自由や独立性を侵すものになるのではないかとの議論が一部でなされたが、このような議論がまったくの的はずれであることは以上のことからも明らかであろう。

また、組織内弁護士が組織内で行う職務の内容は、弁護士法3条で規定する「職務」に限らないから職務基本規程は適用されないのではないか、あるいは組織内弁護士は組織に雇用されていて独立の存在ではないから、職務基本規程のうち委任関係を前提とする諸規定は組織内弁護士には適用されないのではないかとの議論もある。確かに、ヨーロッパ大陸の多くの国では、弁護士が企業等に雇用される場合は、弁護士としての身分がなくなるとの法制も存在する。しかしながら、冒頭に記述したとおり、我が国は法化社会を実現するために弁護士が社会の様々なところに進出することにより法の支配の実現を目指したのである。それは弁護士が弁護士の身分をもって、組織内等で職務を行うことを予定したものである。このことは我が国においては、大陸型ではなく、弁護士が弁護士の身分を有したまま組織内で職務を行うという英米型の法制をとることに舵を切ったことを意味する。現に企業や自治体は、組織に入ってもらう弁護士が守秘義務等の高度な義務を負っていることに意義を感じているという報告もある。

　　**④　弁護士倫理の現代的意義**

　　　　さらに、弁護士のアイデンティティーが弁護士倫理にあるということは、弁護士倫理こそが隣接士業と弁護士との間の質的な差をもたらすことを意味する。隣接士業が職務権限の拡大を求めて、本来弁護士でなければできない職務権限を獲得しようとすることの最大の問題点は、彼らが弁護士倫理のような高度な職業倫理をもっていないことにある。

弁護士倫理は、弁護士の不祥事が生じた場合に語られることが多い。確かに、弁護士倫理が依頼者の利益を保護するための機能を有することはそのとおりである。しかしながら、弁護士倫理をこのような消極的側面からのみ捉えるのではなく、弁護士が社会の隅々にまで進出する際の弁護士のアイデンティティーという積極的な側面から捉え直すべきではないだろうか。弁護士倫理の現代的意義はこの点にある。

**(2)　弁護士職務基本規程の解釈をめぐる諸問題**

　　　　弁護士職務基本規程の解釈も時代の流れとともに変化している。それは、その時代における弁護士の社会的役割とも関連しているように思われる。ここでは守秘義務を例に挙げて職務基本規程の解釈をめぐる問題について考えてみたい。

いうまでもなく、守秘義務は弁護士倫理の中核をなすものである。依頼者は弁護士が秘密を絶対に漏らすことはないと信じて、一般に知られたくない秘密を打ち明け、弁護士の助言を請う。守秘義務がなければ弁護士の職務は成り立ちえない。

もっとも、守秘義務は絶対的なものではない。職務基本規程23条は、「正当な理由」がある場合は、守秘義務が解除される場合があることを予定している。公共の利益のために必要がある場合には、この「正当な理由」があるとされるのが一般的である。問題は公共の利益の内容である。生命身体への重大な危害を防止するために緊急性があり、秘密の開示の必要性や相当性が認められる場合は、守秘義務が解除されると一般的に解されている。それでは、財産的利益を保護する必要がある場合はどうだろうか。たとえば、株式を公開している会社の取締役から粉飾決算していることを打ち明けられた弁護士が多数の投資家の財産的利益を守るために、その事実を明らかにした場合に守秘義務違反となるのか。エンロン事件やワールドコム事件を経験した米国では、これらの事件に弁護士が関与していたことに対する社会的非難が集まり、米国法律家協会（ABA）は、倫理規範のモデルルールを改正し、一定の場合には財産的利益を守るために守秘義務の解除を認めざるを得なくなった。

確かに、弁護士は依頼者の利益を最大限守ることのほかに、公共の利益を図るという使命を負っている。また、光市母子殺害事件の刑事弁護に対し世論の批判が集まった例からも明らかなように、弁護士の社会的使命が必ずしも社会的理解を得られないこともある。しかしながら、守秘義務は弁護士が社会の公器（社会インフラ）として、その責任を果たすためにはなくてはならないものである。弁護士が公共の利益を守るために依頼者の秘密を暴露することになれば、依頼者は弁護士に秘密を打ち明けることを躊躇し、弁護士がその職責を果たすことはできなくなってしまう。それでは弁護士が社会インフラとしての機能を果たせなくなってしまう。守秘義務が解除される「正当な理由」を解釈するにあたっては、公共の利益との比較考量を安易に行うことには慎重でなければならないのである。

以上のとおり、社会が弁護士に求めるものは時代の流れとともに推移するが、弁護士の側においてそれを受け入れるべきであるかどうかについて、世論とは別の視点での検討が必要な場合があるのである。

**(3)　最近の倫理問題**

弁護士職務基本規程が施行された2005（平成17）年、日弁連から同規程の解説が出されたが、その後、「解説」と懲戒実務との間で明らかにずれが出てきたことや同規程の研究が進んできたことから、2011（平成23）年には解説の改訂版が日弁連から出された。

遺言執行者だった弁護士が、相続人の一方当事者の代理人となりうるかについては、遺言執行終了後は執行者の職務内容に裁量の余地がない場合は一部相続人の代理人となれるというのが従前の日弁連調査室の見解であり、「解説」もこの立場を踏襲していた。ところが、2001（平成13）年、日弁連懲戒委員会が、遺言執行者は、中立的立場でその任務を遂行することが期待されているとして、およそ一方当事者の代理人とはなり得ないとの判断を下した。その後、日弁連懲戒委員会の議決は変遷を経たが、改訂版の解説ではこのような経緯を踏まえて、当事者間に深刻な争いがあって、話合いによる解決が困難な状況においては、遺言執行者に就任した弁護士が相続人の一部の代理人になることは慎重になるべきであるとの結論になっている。

そのほか、真実義務と守秘義務が対立した場合の問題、守秘義務がいかなる場合に解除されるかという問題、共同事務所における利益相反で受任が解除される、いわゆるチャイニーズウォールの問題、証人汚染の問題等、改訂版の解説ではかなり突っ込んだ議論がなされている。

2014（平成24）年、日弁連弁護士倫理委員会は、各弁護士会、日弁連内の各種委員会、法科大学院等に対して、弁護士職務基本規程における改正すべき点、「解説」において改訂すべき点についてアンケート調査を行い、その結果をまとめた後に、2015（平成27）年意見交換会を行った。守秘義務（主として限定説と非限定説の争い）、上記の遺言執行者の問題を含めた利益相反、組織内弁護士に関して定めた50条及び51条に関して議論がなされた。また、これを受けて日弁連弁護士倫理委員会において、職務基本規程の改正作業、「解説」の改訂作業が開始された。

**(4)　弁護士会の行なう倫理研修**

　　　　弁護士会が強制加入団体であり、会員に対する懲戒を有し自治権を有していることからすると、会員たる弁護士に対し、弁護士倫理をいかに遵守させていくかは、弁護士会の重要な役割である。弁護士倫理を遵守させる方法には、倫理違反を犯した場合事後的に懲戒処分をするという方法もあるが、弁護士会が具体的規範（会規）を定めて何が倫理であるかを会員に明示すること、そして、研修を行なうことにより、会員の理解や意識を高めることが有用である。その意味で弁護士会が行なう倫理研修は極めて重要な意義を有している。

弁護士業務が複雑化してくことに呼応し、倫理問題は複雑化していく。日弁連は、債務整理事件に関し、一部弁護士による不適切な事件受任の勧誘や受任の仕方、不相当な報酬等が社会問題化したことから、2011（平成23）年2月、「債務整理事件処理の規律を定める規程」を定めた。さらには、弁護士による巨額の横領事件が相次いだことから、2013（平成25）年5月、「預かり金の取扱いに関する規程」を定めた。これらは、弁護士の行為規範をも含む内容となっており、行為規範自体も複雑化している。

2013（平成25）年からは、日弁連の倫理研修規定の改正によりそれまで義務研修として行われていた倫理研修をさらに拡充強化することとなった。具体的には、それまで、登録後5年目と登録10年目（以降は10年毎）とされている研修を、3年目の研修を加え、さらに10年目以降は5年毎に行なうこととなったものである。

2012（平成24）年からは、日弁連研修センターが倫理研修のあり方を全国の弁護士会に検討してもらうために、模擬倫理研修を開催している。また、倫理研修に用いる教材集も弁護士会に提供されている。

東弁で従前から行われている、倫理に関わる具体的な問題について自由な討論を行うことにより倫理の意識を高めようとする方式（いわゆるバズセッション方式）に対する評価は高い。この方式を取り入れる単位会も増加している。弁護士倫理が単なる知識ではなく、現実の弁護士業務の中で日々実践されているものであることを考えると、この方式が効果的な研修であることが理解できる。ただ、この方式では、研修を受ける者を20名以下の単位とした上、担当者や部屋を確保する必要があり、会員の増加から、研修日を増加したりするなど運用に困難な点も生じはじめている。このようなことから、2013（平成25）年から義務化された10年目以降の5年毎の倫理研修については、バズセッション方式による研修ではなく、パネルディスカッション方式と講義方式による研修がなされるようになった。昨今の業務領域の拡大に伴い新しい行為規範が発生すること等に鑑みると、一定の知識の習得もまた必要になってきていると思われる。今後、倫理研修の方法及び内容を更に充実するための積極的な議論が期待される。